

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社C製作所（以下「事業場」という。）において、自動車製造業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、事業場内においてフォークリフトを運転する際に、急発進させ、壁に衝突し、負傷した。

請求人は、同月〇日、D医院に受診し「腰部及び胸背部挫傷、頸椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し「頭痛、外傷性頸部腰部症候群」と診断され、以後複数の病院で療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認めたが、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害があり、労災則第14条第5項の規定により障害等級第12級に应ずる額から障害等級第14級に应ずる額を控除して得た額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に残存する障害を障害等級第12級と認定し、支給額を労災則に基づき減額した処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、頰椎における疼痛以外にも、障害として評価すべきであるとして、頭痛、腰背部痛、歩行障害、めまい、耳鳴り、眼精疲労、嘔気、集中力の欠如及び仕事等への意欲消失等、実に多彩な症状を訴えているところ、当審査会において、医学的資料を始めとする一件記録を精査したが、請求人の主張を肯定し得る医学的根拠を見いだすことはできず、上記判断を変更すべき事情は認められないものであり、当審査会としては、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。